

学術国際委員会国際部会
平成30年4月1日制定
令和5年4月1日改正
令和7年4月2日改正

目 次

- I 危機管理の必要性
- II 危機管理マニュアル1
(渡航前)
- III 危機管理マニュアル2
(渡航中・危機発生時)
- IV 危機管理マニュアル3
(海外への渡航の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準)
- V 危機管理マニュアル4
(学生等が行うべき危機管理対応)

I 危機管理の必要性

本学においては、教職員及び学生の国際的学术交流を通じた研究及び教育等のレベルアップを図ることを目的として、海外の大学等で研修を行う機会を設けている。

これに伴い、危機予防等の観点から、海外へ教職員及び学生が渡航する際の大学としての安全配慮義務を全うするため、危機発生時に対応すべき内容を策定する。

危機管理対応として、渡航前（マニュアル1）、渡航中・危機発生時（マニュアル2）、海外への渡航の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準（マニュアル3）、学生等が行うべき危機管理対応（マニュアル4）について定める。

本マニュアルの対象とする事業は下記のとおりとする。

- (1) 本学国際部会が主催する海外短期研修
- (2) 教員が引率する海外学会参加等のための渡航
- (3) 「群馬県立県民健康科学大学外国留学規程」に基づく外国留学（個人留学）

II 危機管理マニュアル1 （渡航前）

1 渡航前オリエンテーション等の実施

- (1) 国際情勢及び渡航先の動向（テロ、災害、流行病等）を注視し、危険度・危険情報を把握した上で学生等に指導・助言する。
- (2) 渡航先の風俗、習慣、式祭典等の特徴や性倫理等の文化的差異を把握し、学生等に指導・助言する。
- (3) 渡航先の対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、学生等に指導・助言する。
- (4) 「自分の身は自分で守る」という基本原則を理解させる。（外務省が作成する印刷物等を配付する。）
- (5) 健康保険等の海外療養費支払制度について説明するとともに、「海外旅行保険」等の資料配付と加入案内を行う。また、クレジットカードに付帯している保険では補填されないケースがあることや、「学生総合共済」の適用範囲等についての説明も行う。
- (6) 渡航先で流行している感染症に対し、事前に予防接種を受けるよう指導を行う。
- (7) 健康上の問題がある場合、無理をして研修等に参加した場合に生じる問題について説明を行う。
- (8) 研修等に伴う疑問、不安等が生じた場合は、対応窓口に相談するよう指導する。
- (9) 渡航先で流行している感染症について把握する。（厚生労働省検疫所のホームページ等を利用する。）

2 緊急時の連絡体制の確認

- (1) 海外渡航へ出発する日の2週間前までに、大学事務局へ「海外渡航届（別記様式第11号の4）」を提出しなければならない（「群馬県立県民健康科学大学学生生活規程」第7条・海外渡航）。

海外渡航中に危機が起こった場合、関係者への迅速な連絡・報告が必要であるため、危機を回避し被害を最小にとどめるためにも、必要な時に必要な機関や人に連絡が取れる体制を整えておく。

| 関係者（近親者・友人等）に伝えておく情報 | メモ欄 |
|-------------------------|-----|
| ・ 出発の日時やフライト情報 | |
| ・ 滞在先の住所 | |
| ・ 電話番号 | |
| ・ メールアドレス | |
| ・ SNSアカウント | |
| ・ 緊急時連絡ができる現地の教員や友人の連絡先 | |

| 本人（渡航する学生）が控えておく情報 | メモ欄 |
|---|-------------------------------|
| ・ 滞在先の警察・救急の電話番号 | |
| ・ 現地の受入機関担当者の連絡先 | |
| ・ 家族の電話番号 (携帯電話・スマートフォンの紛失に備え、メモ書きも) | |
| ・ 群馬県立県民健康科学大学事務局 (学生図書企画係) | + 8 1 - 2 7 - 2 3 5 - 1 3 3 2 |
| ・ 在外日本大使館 | |
| ・ 留学（海外旅行）保険会社 | |

- (2) 大学事務局は、本学の学生等が渡航中に事件・事故等に遭遇した場合に使用する学生及び学生の保護者、大学事務局担当者、渡航先の大学及び在外公館の連絡先等を記載した緊急時連絡先一覧を作成し、必要な関係者で共有する。

3 渡航前に大学が想定すべき危機管理にかかる費用への対策

渡航する教職員及び学生が渡航中に事件・事故等に遭遇した場合、関係者の現地渡航費用、遺体移送費用等が補償される「海外旅行事故対応費用保険」に加入することを検討する。

4 その他

海外の大学等と学術交流・学生交流協定等を締結する際には、併せて事件・事故等遭遇時の相互協力を確認する。

III 危機管理マニュアル2 (渡航中・危機発生時)

1 想定される危機と基本的な対応方針

(1) 想定される危機

学生等が渡航中に遭遇することが想定される危機とは以下のとおりである。

- ① 渡航先における天災、テロ、飛行機事故の事件・事故の被害者となった場合又は被害者となったと見込まれる場合
- ② 重篤な疾病に罹患若しくは傷害を負い研修等の継続が難しい場合
- ③ 事件・事故の容疑者又は加害者となった場合
- ④ 行方不明等、長時間学生等と連絡が取れない場合

(2) 危機発生時の基本的対応方針

これらのケースごとに危機管理はそれぞれ異なるが、災害、事件・事故等の発生により、本学の学生や教職員が生死不明又は死亡の場合は、原則として対策本部を設置し対応に当たる。

学生等が事件・事故等の加害者になった場合又は被災したが生存が確認されている場合には、原則として対策本部を設置しないが、随時状況を確認し、関係者間の連絡を密にする等適切な対応を行う。

学生等が事件・事故等の加害者になった場合は、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を行う。

以上に備え、研修施設とは事前に危機発生時に協力を得られるよう確認と要請を行う。

2 危機発生時のケース別対応

- (1) 天災、事件・事故等に遭い、生死不明の場合（生死は明らかだが、事件・事故等の解決がついていない場合、例えばハイジャック事件が発生し、膠着状態が続いている場合等を含む）

- ① 危機発生情報を受け、学長は対策本部を設置する。
(対策本部の組織及び担当業務は別表1のとおり)
- ② 対策本部の設置場所は、原則として大学事務局とする。
- ③ 対策本部員等は直ちに対策本部へ集合し、正確な情報を収集する。国際電話対応のための専用電話の指定、現地の連絡先及び担当者の確認を速やかに行う。

- (2) 病気、天災、事件・事故等に遭い、生存している場合

原則として対策本部は設置しないが、危機発生時の連絡を受けた場合は、速やかに情報の収集・連絡に当たるとともに、以下を参考に対応する。

- ① 大学事務局は、関係省庁等に協力を求め、被害状況等の正確な情報収集に努める。
- ② 大学事務局は、現地対応のため、職員の派遣を検討する。

- ③職員の派遣が必要な場合は、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配等の手続きを行う。
 - ④学生等の家族が現地へ同行する場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応等についてサポートする。
 - ⑤現地に派遣された職員は、派遣先の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応（研修等継続の判断等）を決定する。
 - ⑥大学事務局は、危機発生に際し、速やかに契約保険会社に連絡する。
- (3) 病気、天災、事件・事故に遭い、死亡した場合
- 原則として対策本部は設置しないが、危機発生に伴う死亡の連絡を受けた場合は、速やかに情報の収集・連絡に当たるとともに、以下を参考に対応する。
- ①大学事務局は、関係省庁等に協力を求め、被害状況等の正確な情報収集に努める。
 - ②大学事務局は、現地対応のため、職員の派遣を検討する。
 - ③派遣者が確定した場合は、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配等の手続きを行う。
 - ④学生等の家族が現地へ同行する場合は、航空券・ホテルの手配、現地での対応等についてサポートする。
 - ⑤職員を現地対応のため派遣する際には、適宜関係省庁等の協力を求める。また、現地対応に当たっては在外公館等へ事前の協力依頼等を行っておくことが望ましい。
 - ⑥現地に派遣された職員は、派遣先の担当者、病院、在外公館、家族等と連絡・相談の上、その後の対応（火葬の有無、遺体搬送手続き等）を決定する。
 - ⑦大学事務局は、死亡者発生に際し、速やかに契約保険会社に連絡する。

IV 危機管理マニュアル3（海外への渡航の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準）

研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断は大学（危機管理対策本部員）で協議し学長が決定する。判断に当たっては、以下の1～3に分けて判断する。

1 渡航先の社会情勢による場合

渡航先の社会情勢については、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省の海外安全ホームページで提供されている海外の危険情報に基づき判断する。この「危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合は、これらを十分参考にしながら判断することとする。

(1) 「危険情報」の種類等

危険情報の種類、危険度のレベル及びその対応は次のとおりである。

| レベル | カテゴリー | 危険情報・安全対策 | 本学の対応 |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 1 | 十分注意してください。 | その国・地域への渡航、滞在にあたって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 | 実施、継続するが注意を払う。 |
| 2 | 不要不急の渡航は止めてください。 | その国・地域への不要不急の渡航はやめてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策を取ってください。 | 延期もしくは中止を基本方針とする。 |
| 3 | 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告) | その国・地域への渡航は、どのような目的であれやめてください（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）。 | 中止、途中帰国させる。 |
| 4 | 退避してください。 渡航は止めてください。 (退避勧告) | その国・地域に滞在している方は滞在地から安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながらどのような目的であれ新たな渡航はやめてください。 | 中止、即刻帰国させる (退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。) |

(2) 「感染症危険情報」の種類等

感染症危険情報の種類、危険度のレベル及びその対応は次のとおりであり、対応は危険情報に準ずる。

| レベル | カテゴリー | 危険情報・安全対策 | 本学の対応 |
|-----|------------------------------------|--|---|
| 1 | 十分注意してください。 | 特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。 | 実施、継続するが注意を払う。 |
| 2 | 不要不急の渡航は止めてください。 | 特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。 | 延期もしくは中止を基本方針とする。 |
| 3 | 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告) | 特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に定める「国際的に懸念される公衆の衛生上の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。 | 中止、途中帰国させる。 |
| 4 | 退避してください。 渡航は止めてください。 (退避勧告) | 特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。 | 中止、即刻帰国させる（退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。）。 |

2 渡航先その他の諸事情による場合

以下の場合、原則として研修等の中止、延期又は途中帰国をさせる。

- (1) 渡航前に、自然災害及び事件・事故の発生により航空機が欠航になった場合又は公共交通機関が運休し空港まで行くことができない場合
- (2) 派遣先の事情により学業継続が不可となった場合
- (3) 渡航先（国・地域）の自然環境や社会情勢が悪化した場合

3 個人的事情による場合

(1) 疾病等による場合

- ①長期の研修等（1か月以上）による渡航を予定している本学教職員及び学生等は、なるべく事前に健康診断を受診することとし、現在治療中の者については、医師と相談の上判断する。また、あらかじめ渡航先の医療機関を確認する等、継続治療を行う体制を整えてお

くよう指導する。

- ②渡航中の学生等が病気やけがにより入院治療が必要となった場合には、原則として帰国を促すことが望ましい。透析やリハビリ等長期の自宅療養が必要となった場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- ③渡航中の学生等が研修等の継続が困難となる精神疾患に罹患した場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国させることが望ましい。
- ④その他、渡航先によって医療制度が異なることから、医療費負担を考慮し、状況により一旦帰国させることも指導する。

(2) 犯罪等による場合

- ①刑法上の犯罪の加害者又は被疑者となったとき。
滞在国の法律により処分されるので、それに基づき判断する。
- ②禁止薬物等の依存症に罹患したとき。
滞在国の法律及び学生等の状態に基づき判断する。
- ③民事上の事件の被告となったとき。
滞在国の法律等に基づき扱われるので、それに基づき判断する。

V 危機管理マニュアル4（学生等が行うべき危機管理対応）

1 渡航前に行う事項

(1) 研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

- ①危機発生の可能性があることを十分認識しておく。
- ②危機発生時のシミュレーションを行う。
- ③健康状態のチェック（健康診断の受診）をする。
- ④外務省海外渡航登録システム「たびレジ」に登録する。

(2) 大学での渡航前の手続きと行うべき事項

- ①大学が行うオリエンテーションに参加する。
- ②「海外渡航届」を大学事務局に提出する。

(3) 保険への加入と確認すべき事項

- ①渡航中の危機に備える保険（例：海外旅行傷害保険、学生総合共済等）に加入する。保障内容をよく確認し、保護者同意のもと事前に手続きを行う。（空港で加入手続きを行わない。）
- ②航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の保障等を確認する。
- ③渡航前に、加入した保険の内容について大学事務局に連絡する。保険内容を変更した場合にもその都度連絡する。

(4) 国際情勢、渡航先の安全についての情報収集

- ①国際情勢の変化や動向について把握する。
- ②渡航先の現地安全情報（例：外務省・在外公館のホームページ）を把握する。
- ③渡航先の感染症情報を把握し（例：厚生労働省検疫所のホームページ）、必要な予防接種を受ける。
- ④渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージ等を理解しておく。

(5) 渡航先の危機管理体制等についての情報収集

研修施設等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。

2 渡航中に行う事項

(1) 在外公館への在留届提出と危険情報の把握

- ①災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避時の手配等、連絡・保護が在外公館から受けられるように、旅券法により、3か月以上外国に滞在する日本人は在留届の提出が義務付けられている。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3か月未満でも届け出るようにする。
- ②在外公館のホームページ等で定期的に渡航先の危険情報について把握し、危険度の高い地域へは立ち入らない。

(2) 派遣先での危機管理情報の把握と大学への連絡

- ①派遣先に到着した学生等は、派遣先大学及び施設等への連絡先（部署、担当者、電話番号等）を確認する。
- ②派遣先の緊急時の対応体制と連絡システムを把握する。
- ③日程、期間、宿泊先（住所）、連絡先、研修施設担当者等に変更が生じた場合は、速やかに大学事務局へ報告する。

(3) 自己の危機管理

- ①外出の際には、緊急連絡先が記載された連絡先一覧を必ず携行する。
- ②海外渡航中はなるべく自動車等の運転はしない。

3 危機に遭遇した場合の対応

(1) 学生の対応（個人留学の場合は、②以降を適用）

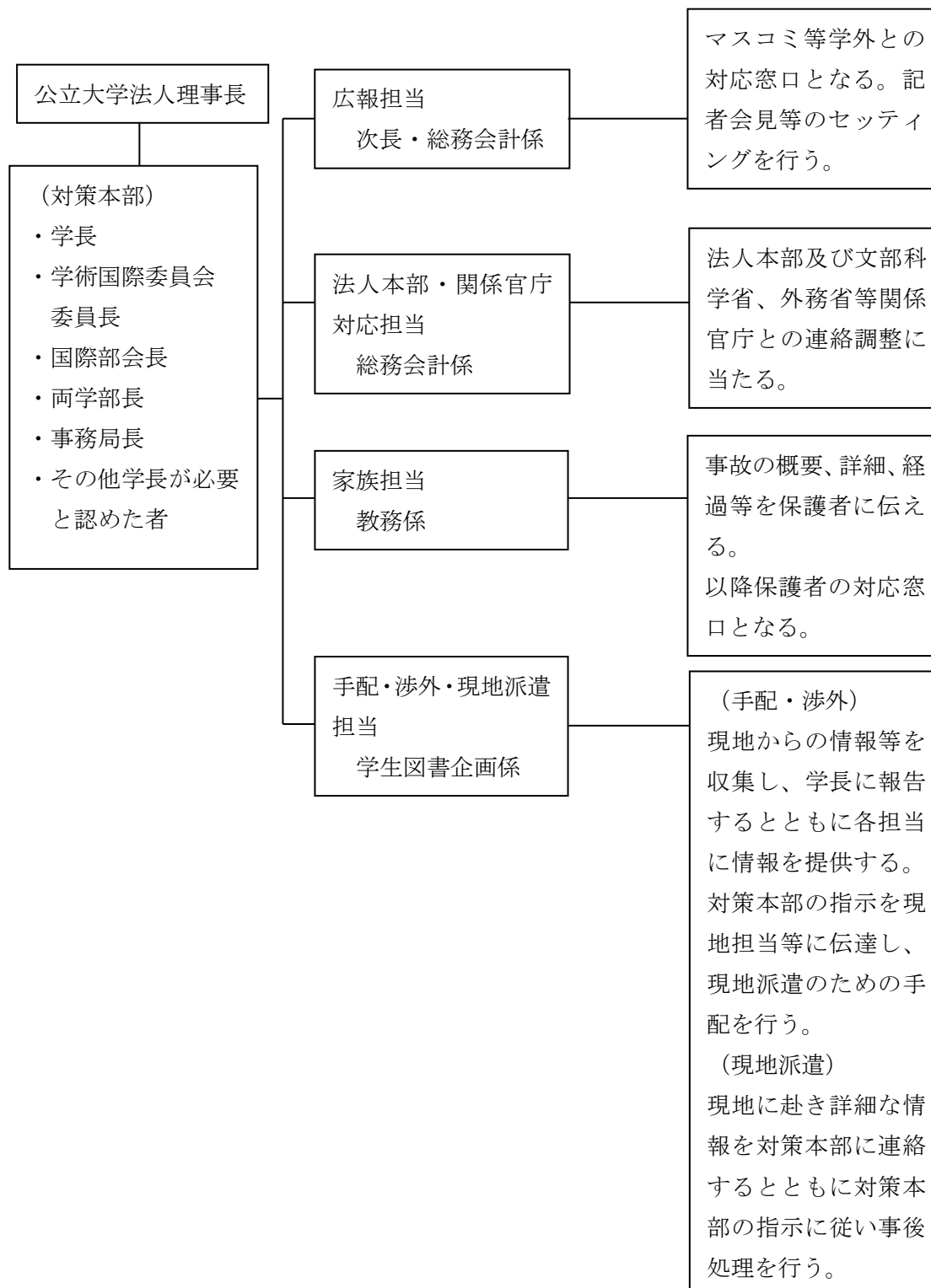
- ①引率教員の指示に従って行動する。
- ②引率教員が有事の際不在の場合等必要な場合は、研修施設等へ危機状況を連絡し、指示を受けて行動する。
- ③状況に応じて緊急時連絡体制（別表2）に基づき大学へ危機状況を連絡する。なお、自ら連絡できない場合に備え、研修施設等関係者に大学への連絡を依頼しておく。
- ④状況に応じて家族、保険会社へ連絡する。
- ⑤状況に応じて在外公館へ連絡する。

(2) 引率教員の対応

- ①研修施設等へ危機状況を連絡し、指示を受けて行動する。
- ②状況に応じて緊急時連絡体制（別表2）に基づき大学へ危機状況を連絡する。なお、自ら連絡できない場合に備え、研修施設等の関係者に大学への連絡を依頼しておく。
- ③状況に応じて家族、保険会社へ連絡する。
- ④学生の安否を確認し、大学へ報告を行う。
- ⑤状況に応じて在外公館へ連絡する。

(別表 1)

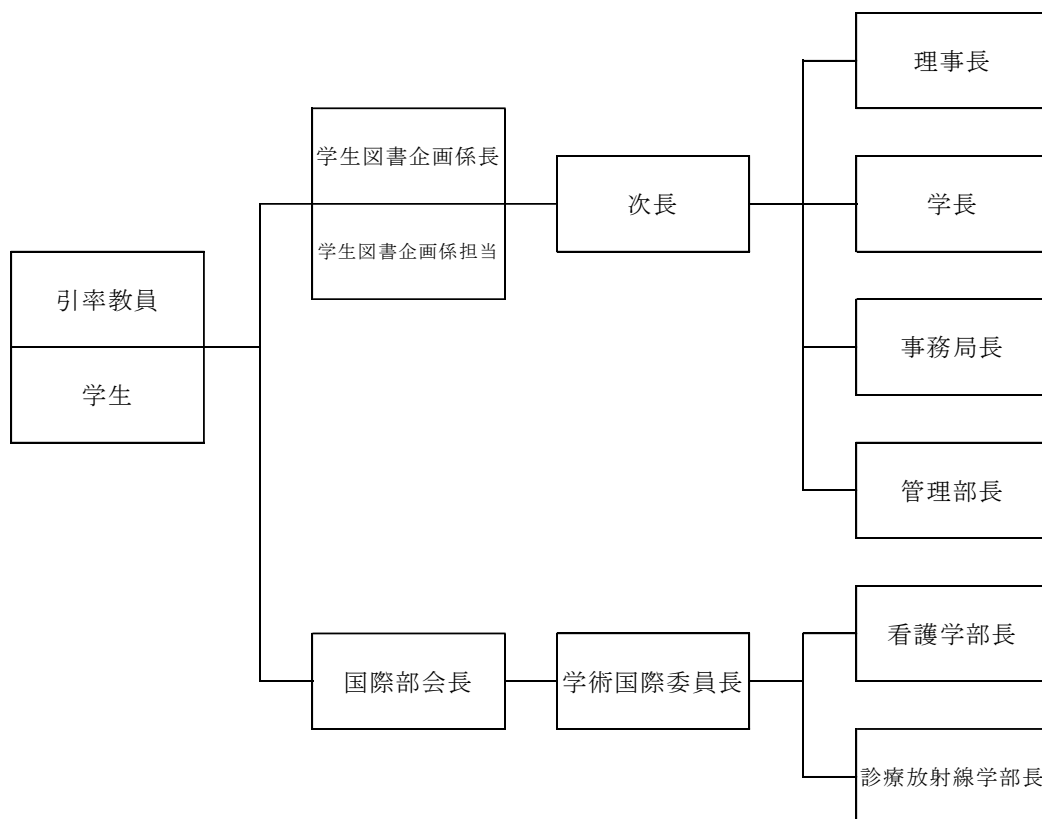
群馬県立県民健康科学大学
海外研修・留学等に関する危機発生時の体制



注：メンバー構成は、上記組織図を基本としつつ、適宜状況に合わせて対応する。

(別表2-1)

群馬県立県民健康科学大学
海外研修・留学等に関する緊急時連絡体制



(別表 2 - 2)

群馬県立県民健康科学大学

____年度 _____短期海外研修 緊急時連絡先一覧

■学生

| | 学籍番号 | 氏名 | 携帯電話 | 自宅電話番号 | 保護者携帯番号 |
|----|------|----|------|--------|---------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

■その他関係連絡先 (研修機関等の窓口、現地在外公館、保険会社現地サポートデスク、旅行会社現地支店、宿泊先 等)

| 関係先名 | 連絡先電話番号 | 備考 |
|------|---------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

■関係省庁連絡先 (文部科学省、外務省 等)

| |
|--|
| |
|--|